

# 日本色彩学会 役員および代議員選挙の実施に関する細則

2008(平成 20)年 5 月 18 日制定

2009(平成 21)年 9 月 12 日改訂

## (目的)

第 1 条 本細則は、日本色彩学会役員および代議員選挙規定（以下、選挙規定という）に定められた役員選挙および代議員選挙の実施に関する詳細を規定する。

## (役員の数および改選数)

第 2 条 役員のうち支部長を除く理事の総数は、会則第 14 条(1)の条件を満たすべく、15 名とする。その役職による内訳は、会長 1 名、副会長 2 名、その外の理事（以下、常務理事という）12 名とする。なお、監事の数、会則第 14 条(2)により、2 名である。また、支部長の数は、日本色彩学会支部規定により、3 名である。

2 役員のうち常務理事は、会則第 19 条第 1 項に従い、毎年半数を改選するものとする。なお、会長、副会長、支部長、監事は、2 年ごとに同時に改選される。

3 理事会が、選挙規程第 4 条(3)に基づき、役員のおすすめ候補を選定する際には、常務理事の支部ごとの内訳が、関東支部 6 名、関西支部 4 名、東海支部 2 名となるように配慮する。

## (代議員の総数および改選数)

第 3 条 代議員の総数は、毎年 4 月 1 日時点における会員（正会員、名誉会員、学生会員、賛助会員）の総数の十分の一程度とする。

2 各支部の代議員の数は、次のようにして定める。

代議員総数の 30%を各支部に同数（10%づつ）配分する。残り 70%を、4 月 1 日時点における各支部の会員数に応じて比例配分する。数式で書けば、

各支部の代議員数＝代議員の総数× $[0.1+0.7\times(\text{各支部の会員数}/\text{全会員数})]$ 。

ただし、上記の計算で端数が出るときは、小数点以下は四捨五入する。さらに、各支部の代議員数の和が代議員総数に満たないときは、もっとも代議員数の少ない支部の代議員数を増やして調整する。逆に代議員総数を超えるときには、もっとも代議員数の多い支部の代議員数を減らして調整する。

3 各支部の代議員の改選数は、前項による支部の代議員数から当該年度で退任しない代議員の数を引いた数とする。

## (立候補の要件)

第 4 条 会長、副会長、および監事に立候補しようとする者は、選挙規定第 3 条に規定する選挙人のうち、50 名以上の推薦を証明する書類を選挙管理委員会に提出しなければならない。

2 支部長に立候補しようとする者は、選挙規定第 3 条に規定する選挙人のうち、当該支部に所属する 30 名以上の推薦を証明する書類を選挙管理委員会に提出しなければならない。

3 常務理事に立候補しようとする者は、選挙規定第 3 条に規定する選挙人のうち、20 名以上の推薦を証明する書類を選挙管理委員会に提出しなければならない。

4 代議員に立候補しようとする者は、選挙規定第 3 条に規定する選挙人のうち、3 名以上の推薦を証明する書類を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(選挙日程ならびに立候補の募集の公示)

第5条 日本色彩学会ニューズ10月号および日本色彩学会ホームページに、役員選挙および代議員選挙の概要、その日程、立候補の資格(正会員および名誉会員)、および立候補の募集期間等を、公示する。

(投票)

第6条 日本色彩学会選挙管理委員会(以下、選挙管理委員会という)は、2月20日までに、候補者名簿および投票用紙を、選人に郵送する。

2 候補者名簿は、次のように構成する。

(1) 役員候補者名簿は、理事か監事かの別に、理事はさらに役職別に、氏名を50音順に配列し、候補者の専門、所属等を付記する。また、立候補か推薦かが分かるようにする。

(2) 代議員候補者名簿は、支部ごとに、氏名を50音順に配列し、所属等を付記する。また、立候補か推薦かが分かるようにする。

3 投票用紙は、候補者名簿と同順に配列された候補者氏名ごとに投票欄を設ける。なお、投票用紙の偽造を防ぐために、特別な用紙を用いるなど何らかの対策を講じるものとする。

4 投票は、無記名とし、信任投票の形式で行う。すなわち、不相当と思われる候補者の投票欄にのみ×印を記入することとする。

5 投票用紙を、3月20日までに(当日の消印有効)、選挙管理委員会に返送することをもって投票完了とする。

(開票)

第7条 役員選挙および代議員選挙の開票は、いずれも3月21日から3月31日の間に行う。

2 開票は、選挙管理委員会の委員長および理事である委員を含む少なくとも3名以上の委員の立会いの下で行う。

(無効投票)

第8条 以下の投票は無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いない場合。

(2) 投票欄に×印以外の記入をした場合。

(3) 投票欄以外になんらかの記入がある場合。

2 効力に疑義があるときは、選挙管理委員会が判定する。

(当選者の決定)

第9条 当選者は、有効票のみを用いて、以下の手順で決定する。

(1) 各候補者について、投票欄になにも記入されていない票の数を、得票数とする。得票数が有効票数の50%以下の(×印の数が有効票数の二分の一を越える)候補者は、当選者としなない。

(2) 役員選挙にあつては役職ごとに、代議員選挙にあつては支部ごとに、改選数に相当する人数の候補者を、得票数の多い順に選定し、当選者とする。ただし、得票数の同じ候補者については、次のように扱う。推薦候補者と立候補者の得票数が同じときは、推薦候補者を優先する。推薦候補者どうし、あるいは立候補者どうしの得票数が同じときは、日本色彩学会における在籍期間の長い者を優先する。在籍期間も同じ場合は、選挙管理委員会が日本色彩学会における活動歴などを考慮して順位を決定する。

(3) 以上の手続きで改選数分の当選者が決定できない場合は、緊急に理事会を招集し対処する。

(細則の改廃)

第 10 条 本細則の改廃は、選挙管理委員会が起案し、理事会が行う。

付則 本細則は、2009(平成 21)年 9 月 12 日から施行する。